監査公表第25号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき次のとおり監査を実施したので、 同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和6年3月12日

新城市監査委員 原 義 弘 新城市監査委員 中 西 宏 彰

第1 監査種別

定例監查 · 行政監查

第2 監査の対象

産業振興部

産業政策課、森林課、観光課、農業課

第3 監査に当たった監査委員 原 義弘、中西宏彰

第4 監査の期間

令和5年12月22日~令和6年3月6日

第5 監査の方法

令和5年度の監査実施計画に基づき、上記部局に係る今年度に実施されている事務事業について、あらかじめ提出された監査資料をもとに法令、計数は勿論、事業の有効性、効率性、経済性、重点施策実施状況等に留意して聴取を行った。また、施設管理状況等について確認するため、現地査察を実施した。

第6 監査の結果

事務処理及び事業の執行については、概ね適正に処理されていると認められた。なお、軽易な事項についてはそれぞれ監査の過程において触れたところであるが、以下の項目を意見として発表する。

監査結果に対する是正措置や検討状況等については、この報告の受領日から概ね 3か月を目処に通知されたい。

産業振興部

【産業政策課】

意見

- 1 勤労青少年ホームの老朽化対策については、現施設を維持管理して使用を継続していくのか、他の遊休施設に機能を移すのか、早急に方針を決めて進めていただきたい。
- 2 雇用確保対策については、若者の定着を図ることが最も重要であり、雇用の場の確保を図られたい。また、元気な高齢者の働く場の確保と、外国人労働者の就労支援についても、併せて進めていただきたい。

【森林課】

意見

1 森林経営の採算性や後継者の問題から森林の荒廃が進んでいる。地震等の自然災害への備えも必要である。林業事業体などの協力を得ながら、林業従事者の人材育成と適切な森林整備に努めていただきたい。

【観光課】

意見

1 全国から或いはインバウンド観光で新城を訪れた方々に、新城の良さを知っていただき広めていけるようなまちづくりに取り組んでいただきたい。

【農業課】

意見

1 農業従事者の高齢化に伴い耕作放棄地が増加傾向にある。新規就農者確保対策事業に取り組んでいただいており、少しずつ成果が現れてはいるが、耕作放棄地を減らすことは難しい状況にある。地権者の協力を得ながら、さらなる新規就農者の確保に取り組んでいただきたい。